

許可を受けても
ほったらかしじゃ
いけないよ！



許可後の手続き

① 許可更新

許可の有効期間は5年間です。
継続して建設業を営もうとする場合、
許可の更新が必要です。

② 事業年度終了届

決算が終了したとき、毎年4か月以内に
提出が必要です。

③ 各種変更届

技術者や法人の役員等に変更があったと
き、各提出期限内に届出が必要です。

さらに・・・

○ 経営事項審査

公共工事を発注者から直接請け負うた
めには、経営状況等に関する客観的事項に
ついて審査を受ける必要があります。

○ 入札参加資格審査

公共工事の入札に参加を希望する場合は
上記の経営事項審査を受けた後、各発注
機関が定める方式にて入札参加資格の審
査を受ける必要があります。



暮らしの
お困りごとは
お近くの行政書士に
ご相談ください



頼れる街の法律家



福井県行政書士会

〒910-0005

福井県福井市大手3丁目4番1号

福井放送会館3階 K室

TEL: 0776-27-7165 FAX: 0776-26-6203

fukuikai@fukui-gyousei.org

<https://fukui-gyousei.org/>



MEMO

2020.8

建設業許可 のお困りごと

申請



ご相談



書類作成



日本行政書士会連合会
公式キャラクター ユキマサ君



行政書士に
お任せください！



福井県行政書士会



許可の必要性

建設工事を請け負う場合には、
公共・民間・元請・下請を問わず
「軽微な工事」を除いて
建設業許可を受ける必要があります。

「軽微な工事」とは

- ① **建築一式工事**では、1件の請負代金が税込1,500万円未満の工事、又は延べ面積が150㎡未満の木造住宅工事
- ② **建築一式工事以外**では、1件の請負代金が税込500万円未満の工事



許可の種類

国土交通大臣許可

2つ以上の都道府県に営業所を設けて営業

都道府県知事許可

営業所が1つの都道府県の場合は、その都道府県知事許可

特定建設業許可

発注者から直接請け負う1件の建設工事につき下請代金の合計が税込4,000万円（建築一式工事は6,000万円）以上になる場合

一般建設業許可

上記以外の場合は一般建設業許可



許可の業種

建設工事の種類によって29業種に分かれ、営む業種ごとに許可を受ける必要があります

土木一式	建築一式	大工	左官	とび・土工・コンクリート	石
屋根	電気	管	タイル・れんが・ブロック	鋼構造物	鉄筋
舗装	しゅんせつ	板金	ガラス	塗装	防水
内装仕上	機械器具設置	熱絶縁	電気通信	造園	さく井
建具	水道施設	消防施設			
清掃施設	解体				



ポイント

これがすべてではないよ
詳しくはお近くの行政書士に相談してください



許可の要件

1. 経營業務の管理責任者としての経験

次の①又は②のいずれか等を有すること
(※ 基準が見直されます)

- ① 許可を受けようとする建設業に関し、5年以上の経營業務管理責任者としての経験
- ② 許可を受けようとする建設業以外に関し、6年以上の経營業務管理責任者としての経験

2. 専任の技術者を配置

営業所ごとに、一定の資格又は実務経験を有する専任の技術者を配置すること

3. 請負契約に関して誠実性を有する

請負契約に関して、不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかでないこと

4. 請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有する

一般建設業許可の場合は、次のいずれかに該当すること（特定建設業許可の場合は、さらに加重された要件が必要）

- ① 自己資本の額が500万円以上
- ② 500万円以上の資金調達能力
- ③ 許可申請直前の過去5年間、許可を受けて継続して営業した実績がある（更新・業種追加等）

5. 許可申請者等が欠格要件に該当しない

- ① 成年被後見人もしくは被保佐人または破産者で復権を得ない者でない
- ② 不正の手段により許可を受けたこと、または営業停止処分に違反したこと等により許可を取り消されて5年を経過しない者でない 他